

板橋区生活安全協議会設置要綱

平成14年3月29日区長決定

(目的)

第1条 この要綱は、東京都板橋区生活安全条例(以下「条例」という。)第7条に基づき設置する板橋区生活安全協議会(以下「協議会」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、区民の生命、身体及び財産を犯罪等から守るための対策について協議する。

(委員)

第3条 協議会は、次に掲げる委員をもって構成する。

(1) 区長

(2) 条例第2条第2項に規定する関係機関の長

(3) 条例第2条第3項に規定する関係団体の代表者

(4) 条例第2条第4項に規定する事業者の代表者

(5) その他区長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員としての委嘱期間は、10年を超えることはできない。

2 欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長の職務)

第5条 会長は区長とし、委員を委嘱する。

2 会長は、協議会を招集し、会議を統括する。

(会議の開催等)

第6条 協議会は、年1回以上開催する。

2 協議会は、必要に応じて専門部会を設置することができる。

3 会議は、公開とする。ただし、個人情報の保護等合理的な理由がある場合は、非公開とすることができる。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、危機管理部長が定める。

付 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。